

防 災 第 6 1 4 号  
令 和 6 年 1 1 月 1 日

堺市自治連合協議会  
校 区 代 表 者 様

危 機 管 理 室  
防 災 課

### 南海トラフ巨大地震に伴う津波避難について

平素は、本市防災行政の推進にご理解とご協力を賜りありがとうございます。  
南海トラフ地震の発生が危惧される中、堺市の津波浸水想定区域内の避難者がJR阪和線を目標に緊急一時避難した後の避難行動（案）を作成しましたので報告いたします。

地域の皆様からのご意見を参考に、とりまとめを行います。

### 記

#### 1 概要

南海トラフ巨大地震の被害想定で見込まれる避難者（約7万4千人）について、市が開設する避難所で受け入れでき、必要な備蓄食糧の充足していることを確認した上で、以下のとおり避難方針案をまとめました。

- ① 津波避難者は、JR 阪和線などの避難目標まで避難した後、出来るだけ自主防災組織や自治会等で集まり、より東にある小学校以外の避難所（中学校・高校・体育館、文化施設等）へ徒歩で避難する。
- ② 市が、他の避難所と連絡・調整の上、空いている中学校や高校などの避難所を探し、お知らせする。

（問合せ先）堺市 危機管理室 防災課（担当 小山、國方）

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL（072）228-7605（直通）

FAX（072）222-7339